

志木市ひとり親家庭等学習支援事業業務委託仕様書

1 業務の目的

ひとり親家庭等の小学生、中学生及び高校生に対して基本的な生活習慣、基礎学力の習得支援及び学力を向上させ、高校進学支援や高校中退防止を図ることで、貧困の連鎖を防ぐことを目的とする。なお、本業務は生活困窮世帯学習支援事業（以下「A 業務」という。）と関連する事業であり、相互に連携して実施する。

2 履行期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日

3 対象者

ひとり親家庭等で、志木市ひとり親家庭等学習支援事業の利用を決定した小学生、中学生及び高校生

4 事業内容

学習教室に対象者を通所させ、学習指導及び学習意欲を継続させるための面接を行う。

5 対象人員（見込み）

（1）関連事業全体（A 業務+B 業務）

年間利用総数（実人数）：小学生20人、中学生30人、高校生20人

1回あたりの参加人数：小学生15人、中学生20人、高校生15人

(2) 本業務 (B 業務)

年間利用総数 (実人数) : 小学生 10 人、中学生 20 人、高校生 10 人

1 回あたりの参加人数 : 小学生 10 人、中学生 10 人、高校生 10 人

(3) 留意事項

本契約の対象人員及び業務範囲は (2) に定める範囲とする。

今後の社会情勢等により利用総数などの変動することもあるが、双方の協議の上で柔軟に対応・実施することとする。

6 事業の実施場所

志木市内に 1 ヶ所、学習教室を確保すること。(A 業務と同一会場を基本とする) なお、学習教室に通所することが困難な対象者は、この限りではない。

7 事業実施回数及び時間

小学生 週 1 回 各回午後 6 時から午後 8 時まで

中学生 週 1 回 各回午後 6 時から午後 8 時まで

高校生 週 1 回 各回午後 6 時から午後 8 時まで

上記以外に 4 ヶ月に 1 回 (各学期 1 回) 全ての対象者に対し、学習・進学相談を行い、必要であれば家庭訪問も行う。

実施回数は参加人数により複数回開催することができるものとする。

8 指導体制

A 業務と一体的に実施可能な体制とする。また、学習指導は原則対象者 2 名に対し学習指導員 1 名とし、他に学習指導員の統括及び対象者面接のために学習支援員を置く。

※なお、学習支援員は、以下のいずれかの資格を有し、かつ相談支援や生徒

指導経験を有するものとする。

ア 社会福祉士

イ 精神保健福祉士

ウ 教員免許

エ 社会教育主事

オ その他、アからエと同等以上の能力を有していると認められる資格

※学習指導員についても、十分な指導能力を有する者を確保すること。

9 その他

- ・参加対象者数の状況や小中高生の構成割合により、対象者に週1回の学習機会を確保しつつ、柔軟な実施方法での運営を行うこと。
- ・学習教材は対象者の持ち込むもの（学校で使用する教科書や副教材等）を使用することとする。
- ・偶数月の最終木曜日の午前10時から正午には、学習支援連絡会に出席し、事業者、志木市福祉事務所、志木市教育サポートセンター等と会議を行ったうえで、会議録を記録し報告するものとする。なお、日時の変更は協議の上、調整することができるものとする。
- ・毎月、定例報告書や保護変更申請書等の報告書類を作成し、志木市福祉事務所へ提出することとする。
- ・毎年度、事業実績報告書を作成し、志木市福祉事務所へ提出することとする。